

令和2年塩尻市議会6月定例会

産業建設委員会会議録

○日 時 令和2年6月1日（月） 午前11時25分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第17号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君		
議長	丸山 寿子 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

午前11時23分 開会

○委員長 若干、時間が早いですが、全員おそろいなので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

審査に入る前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 6月定例会の初日に委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。議案第17号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）を御審査していただくわけでございます。いずれも、新型コロナウイルス感染症に対する中小企業への対策費でございます。どうぞよろしく御審査をいただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長 御苦労さまです。次に、本来ですと本年度初めての委員会になり、4月に異動された課長級以上の職員で本日出席されている職員の自己紹介を行うところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮いたし

まして、委員には配付しております名簿による紹介とさせていただきたいと思っております。御了解をお願いいたします。

この際、申し上げます。発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用していただきますようお願いいたします。

議案第 17 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 2 号）について

○**委員長** それでは、議案第 17 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○**産業政策課長** それでは、補正予算書 1 ページ目をお願いします。令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 2 号）になります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 360 億 376 万 3,000 円とするものです。

まず、歳出から御説明申し上げます。9、10 ページ目をお願いします。7 款商工費の最初の白丸、中小企業融資あっせん事業、中小企業融資あっせん資金預託金につきまして 4 億円の増額補正をお願いするものです。市の制度融資は、市内中小企業の安定した経営を支援し地域経済の向上と雇用の確保を図るため、金融機関及び信用保証協会と協調して低利の融資あっせん事業に必要な資金供給を図っています。この融資実行のため、現在は銀行 6 行に預託し、協定において預託金の 4.7 倍まで融資枠が拡大されています。今年度、新たに新型コロナウイルス感染症対策特別資金を創設し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者に対し支援を行っていますが、現在までに融資件数約 300 件、融資額約 40 億円となっていることから、当初の予算額 9 億 7,000 万円を 4.7 倍した約 46 億円の融資あっせん可能額を、今回の増額分 4 億円を 4.7 倍した約 19 億円と合わせた約 65 億円に引き上げたいと考えています。なお、年度末には、銀行からこの預託金は返済されます。

続いての白丸、新型コロナウイルス感染症対策、中小企業等支援事業、中小企業等事業継続給付金につきまして 3 億円の増額補正をお願いするものです。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう制度設計された国の持続化給付金に、本市独自の給付金を上乗せすることで、今まで経験したことのない急激な売上げ減少に苦しんでいる事業者に対し支援をするものです。国の持続化給付金は本年 1 月から 12 月までの 12 カ月間のうち、事業収入が前年度同月比で 50%以上減少した月がある事業者が対象となることから、市独自の事業継続給付金も同様に本年 1 月から 12 月までの 12 か月を対象とし、1 事業者当たり 10 万円を上限に給付することとしています。よって、現時点でこの基準に該当しない事業者におきましても、12 月までの半年間に、例えば、新型コロナウイルス感染症の第 2 波などにより 50%以上減少した月があれば対象となります。また、対象事業者は、法人またはフリーランスを含む個人事業主とし、法人は市内の法人等約 1,800 事業者のうち対象とならない行政や公共法人・宗教団体等を除いた約 1,500 事業者を、個人事業主は課税情報により約 2,500 事業者の、合わせて 4,000 事業者のうち、最大約 3,000 事業者と見込んでいます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。お戻りいただきまして 7、8 ページ目をお願いいたします。19 番、繰入金金の財政調整基金繰入金 3 億円の増額につきましては、歳出でも申し上げました中小企業等事業協力金の財源として取り入れるものでございます。続きまして 21 款、諸収入の中小企業融資あっせん資金預託金元利収入 4

億円の増額につきましては、歳出で説明申し上げました預託金の返済分になります。説明は以上になります。

○委員長 それでは質疑を行います。委員よりご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

○中村努委員 最初に総括的なことをお伺いしたいと思いますが、この新型コロナウイルスの支援が始まっているわけなのですが、現状までに例えば倒産ですとか店じまいですとかあるいは失業者とか、そういったことの状況が分かったら教えて下さい。

○産業政策課長 今現在、市のあるいは振興公社の指導員ですとか会議所の指導員等々の話を伺う中では、今回コロナの関係で直接影響受け失業ですとか倒産というようなことは、現在では聞いていないという状況であります。

○中村努委員 分かりました。それからこの持続化給付金についてですが、相談件数と現状で採択になった件数をお願いします。

○産業政策課長 今まで塩尻市のほうで総合窓口を4月27日から設置してございます。先週までの総件数、電話では235件、窓口にお越しいただいた件数は118件となっております、そのうち、持続化給付金の相談等に対応した件数は222件になってございます。ただこのうち、何件申請されたとか交付されたということはデータとしては取っていないという状況になっております。

○中村努委員 データとして取っていないということですが、これは誰が判断するのですか。

○産業政策課長 今、国が行っております持続化給付金につきましては、全て電子申請になっておりまして、国のほうに事業主から申請を上げていただくという形になっております。今回、市で継続給付金を新たに設けましたが、この申請を行っていただいて申請を受けた方を対象にしているということでもあります。以上です。

○中村努委員 分かりました。それと、現段階で国に対して申請を出した方、ここの予算に出てくるのはそれにプラスアルファということで、この申請というのは国に対するものと、この給付金に対するものと別にやるのか、今後やるのは一括でできるのか、その辺はいかがですか。

○産業政策課長 今、考えております市の独自給付金につきましては、各事業者が国へ持続化給付金を申請していただいて、給付決定を受けた方に対して、それぞれ事業者ごとに支援をしていくという形になろうかと思えます。申請を受けた方は国のほうから決定書みたいな書類が届きますので、例えばそういったものを市のほうは添付をしていただいて交付していきたいと考えております。

○中村努委員 確認です。国への申請と市独自への申請は、それぞれ別々にやって、今後もそうなるということですか。

○産業政策課長 そのとおりです。

○中村努委員 いいです。

○古畑秀夫委員 国の持続化給付金を受けなければ対象にならないということですか。それから、本年1月から12月まで50%を下回る売上げなりが1か月でもあれば、この対象になると理解していいですか。

○産業政策課長 そのとおりです。

○古畑秀夫委員 分かりました。

○委員長 ほかに。

○古畑秀夫委員 もう一つあります。この借入金というか融資あっせん部分は、市がある程度、借入金の利子

の部分で補填するので、実質的には3年間は無利子でいいわけですか。

○産業政策課長 3年間は市で利子補填をさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかに。

○牧野直樹委員 この3億円が一般財源、市独自のお金ですとのことですが、国の申請をした人でなければ駄目というこのくくりが、もう少しどうにかなりませんか。絶対駄目ですか。市の独自の事業だと私は考えているのですが、市が独自でする事業でなくて、国の申請があくまであってとのことですか。今、言っていることは、そういうことですか。市で独自にとは考えていないと。国へ申請しなくても、売上げがコロナで1月、2月、3月、何もなかったと、ゼロだった人のために、何とか10万円というのはないということですか。国へ申請しないといけないから。

○産業政策課長 今回、制度設計している中では、基本として、国の持続化給付金の上乗せとの形になっていますが、当然、1月から事業等で売上げがほとんどない方は持続化給付金の要件に当てはまりますので、平行できるか分かりませんが、そちらのほうが、個人事業主であれば100万円、法人であれば200万円の対象ですので、まずは、そちらの厚い支援を受けていただく中で、市としては上乗せをしていきたいと考えております。

○委員長 牧野委員、よろしいですか。

○牧野直樹委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 歳入についてお伺いします。財調を3億円取り崩すとのことですが、この後、3号で1億円の繰入を戻すと出ていたと言えは出ていたのですが、この3億円を繰り出した時点で、財調はあとのぐらい残っているのですか。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 新型コロナウイルス対策の関係は、財政調整基金を使いまして、この事業によらず、それぞれ使っております。財調は約40億円と聞いておりますけれども、いろいろな事業にわたっておりまして、どれぐらいの規模になるかは、私の手元に資料がございませんので、改めて企画政策と調整した後、答弁をさせていただきたいと考えております。

○中村努委員 国でも国難との位置づけで、相当、思い切った措置をしています。それぞれの地方自治体においても、やはり財調は、このようなきのためにある予算でありますので、牧野委員からもありましたけれども、これからは塩尻市独自で必要になってくる事業がどんどん出てくると思います。しっかり、何とか財調を使い切っても国が補填してくれるような内容のものを見つけていただいて、積極的に柔軟に市単独のものもやってほしいと思いますので、要望とさせていただきます。

○委員長 要望でよろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかに。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑なしとのことで、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 17 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 17 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 2 号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。以上をもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 40 分 閉会

令和 2 年 6 月 1 日（月）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 篠原 敏宏 印